

令和4年度定例監査重点事項・行政監査実施結果

令和4年度定例監査重点事項・行政監査について実施した結果は、次のとおりであった。

第1 監査の概要

1 テーマ

毒物及び劇物の管理は適切に行われているか。

2 目的

試験研究機関や県立学校等、県の多くの機関において試験研究等に用いるため、各種の毒物及び劇物などを保管している。

毒物及び劇物などは、取扱いを誤ると安全管理上の大きな危険を及ぼす恐れや、環境にも大きな影響を与えることも想定されるため、毒物及び劇物取締法により、厳格な管理方法等が定められているほか、財務規則においても良好な状態で常に供用又は処分をすることができるように保管しなければならないと物品の保管の原則等が定められている。

令和2年度の県立学校を対象とした包括外部監査において「毒劇物の管理のための受払簿の残高が実数と相違しており、購入時及び使用時において適時の受払簿への記入及び定期的な残数の現物確認を徹底すること、及び当該手順を定めたルールの規程化を検討されたい。」等の指摘がされている。

また、県の機関において、放射性物質が国の許可を得ずに長期間にわたり保管されていた事実が令和3年度に判明するなど、管理者の異動等により管理意識の希薄化や管理体制の形骸化も懸念される所である。

このため、県の機関における毒物及び劇物などの管理状況を行政監査と併せ重点的に監査することにより、その管理の適正化を図り、地方自治法第150条の規定に基づき知事が実施する内部統制の運用にも寄与することとする。

3 監査の着眼点

(1) 毒物及び劇物の管理は法令等の規定に適合し、適切に行われているか。

(定例監査重点事項)

(2) 毒物及び劇物の取扱いに係る管理体制は適切か。(行政監査)

4 対象事務及び対象機関

(1) 監査対象とする事務

毒物及び劇物の保管、管理に係る事務

(2) 監査対象機関

令和4年度定例監査実施結果第2の1「定例監査機関一覧表」と同じ。

5 実施期間

令和4年4月から令和5年1月

6 実施方法

監査対象機関に対し調書の提出を求めて書面監査を行うとともに、定例監査時に関係職員からの聴取及び保管状況等の確認を行い、調書の記載内容や管理の実態を確認した。

7 テーマに関わる監査対象機関について

毒物及び劇物（以下「毒物劇物」という）の管理については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）（以下「毒劇法」という）により規定されている。

毒物劇物を取り扱う者は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者、政令で定める事業を行う者であってその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取り扱う者、それら以外の者（以下「業務上取扱者」という）に分類される。

監査対象機関のうち、毒物劇物を保有する機関は毒劇法第22条第5項に定める業務上取扱者に分類される。なお、衛生環境研究所は併せて同法第6条の2に定める特定毒物研究者の許可を受けている。

第2 監査の結果

機関ごとの監査日時点における毒物劇物の保有状況を確認したところ、76機関で保有していた。

毒物劇物に係る管理等について、各機関の状況を確認した結果は次のとおりである。

1 毒物劇物の保有状況について（令和3年度～監査日現在）

(1) 保有している機関数について

○部局等別の保有機関数

No.	部局等名	機関数			保有機関数					
		本庁	出先	計	本庁	出先	計	毒物	劇物	特定毒物
1	知事直轄組織	3		3						
2	知事政策局	7	2	9						
3	スポーツ振興局	1		1						
4	県民生活部	6	7	13						
5	男女共同参画・共生社会推進統括官	1		1						
6	リニア未来創造局	2	1	3						
7	総務部	9	2	11						
8	防災局	3	1	4		1	1	1	1	
9	福祉保健部	7	11	18		4	4	4	4	1
10	子育て支援局	2	6	8						
11	林政部	5	5	10		1	1		1	
12	環境・エネルギー部	4	1	5		1	1		1	
13	産業労働部	5	6	11		3	3	2	3	
14	観光文化部	6	6	12		1	1		1	
15	農政部	9	14	23		14	14	10	14	
16	県土整備部	15	13	28		1	1		1	
17	出納局	3		3						
18	企業局	3	4	7						
19	教育委員会	9	47	56		36	36	27	36	
20	議会事務局	1		1						
21	行政委員会	3		3						
22	警察本部	29	12	41	2	12	14	9	14	
合計		133	138	271	2	74	76	53	76	1

○部局等別の保有機関数と保有品目数

No.	部局等名	保有機関数	保有品目数			
			毒物	劇物	特定毒物	計
1	防災局	1	1	3		4
2	福祉保健部	4	38	176	4	218
3	林政部	1	5	39		44
4	環境・エネルギー部	1	11	45		56
5	産業労働部	3	12	96		108
6	観光文化部	1		4		4
7	農政部	14	38	310		348
8	県土整備部	1		1		1
9	教育委員会	36	77	1,122		1,199
10	警察本部	14	21	118		139
合計		76	203	1,914	4	2,121

○保有品目数別の保有機関数

保有品目数	1~5	6~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	61~70	71~80	81~90	91~100	101以上	計
保有機関数	22	5	10	13	4	9	6	3	2	1	0	1	76

○多くの機関で保有されている主な毒物劇物

	品目名	保有機関数
毒物	水銀	30
	水銀化合物及びこれを含有する製剤。ただし、政令に掲げるものを除く。	28
	無機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、政令に掲げるものを除く。	20
	アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、アジ化ナトリウム0.1%以下を含有するものを除く。	10
劇物	水酸化ナトリウム	56
	メタノール	54
	硫酸	54
	クロロホルム	52
	過酸化水素	47
	硝酸	46
	水酸化カリウム	45
	ホルムアルデヒド	41
	沃素	41
	アンモニア	40
	キシレン	37
	フェノール	36
	塩化水素	34
	硫酸を含有する製剤。ただし、硫酸10%以下を含有するものを除く。	34
	塩化水素を含有する製剤。ただし、塩化水素10%以下を含有するものを除く。	33
	重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤	33
	無機銅塩類。ただし、雷銅を除く。	33
	トルエン	33
	アニリン	32
	砒酸	32
酢酸エチル	32	
ホルムアルデヒドを含有する製剤。ただし、ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。	32	
二硫化炭素	31	

(2) 使用目的について

(品目数)

	試験・研究用	実験・実習用	検査・鑑定用	農業用	医療用	不明	その他	計
毒物	107	80	28	5			2	222
	48.2%	36.0%	12.6%	2.3%			0.9%	100.0%
劇物	609	1,214	202	52	2	19	7	2,105
	28.9%	57.7%	9.6%	2.5%	0.1%	0.9%	0.3%	100.0%
特定毒物	4							4
	100.0%							100.0%
合計	720	1,294	230	57	2	19	9	2,331
	30.9%	55.5%	9.9%	2.4%	0.1%	0.8%	0.4%	100.0%

※部局別保有品目数の数と異なるのは、同一機関において使用目的を異にする同一品目があるため。

(3) 使用頻度について

(品目数)

	よく使用する	年に数回程度	この5年以内に 数回程度	5年以上使用 していない	不明	計
毒物	8	51	32	130	1	222
	3.6%	23.0%	14.4%	58.6%	0.5%	100.0%
劇物	228	687	457	708	25	2,105
	10.8%	32.6%	21.7%	33.6%	1.2%	100.0%
特定毒物				4		4
				100.0%		100.0%
合計	236	738	489	842	26	2,331
	10.1%	31.7%	21.0%	36.1%	1.1%	100.0%

※部局別保有品目数の数と異なるのは、同一機関において使用頻度を異にする同一品目があるため。

※「割合」は小数点以下第2位を四捨五入したため、「計」と一致しない。

○ 5年以上使用していない品目数及びその理由

No.	部局等名	保有機関数	保有品目数	5年以上使用していない品目		
				機関数		当該品目数
				なし	あり	
1	防災局	1	4	0	1	4
2	福祉保健部	4	253	1	3	95
3	林政部	1	44	0	1	35
4	環境・エネルギー部	1	56	0	1	29
5	産業労働部	3	172	1	2	33
6	観光文化部	1	4	0	1	4
7	農政部	14	386	4	10	129
8	県土整備部	1	1	1	0	0
9	教育委員会	36	1,262	7	29	448
10	警察本部	14	149	12	2	65
合計		76	2,331	26	50	842

No.	理由	5年以上使用していない品目数
1	今後使用する可能性がある	328
2	廃棄に多額の経費を要する	144
3	使用が可能のため（品質の劣化等がない）	100
4	見本として掲示している	62
5	処分方法が不明	5
6	処分業者が県内・近県にない	2
7	その他	201
合計		842

なお、その他の理由の主なものとしては、「使用する業務がない」、「廃棄を予定、または検討」との回答であった。

2 毒物劇物の購入手続について（令和3年度～監査日現在）（定例監査重点事項）

(1) 購入目的について

令和3年度から監査日現在までに購入実績のあった機関について、購入目的を確認したところ、結果は次のとおりであった。

No.	購入目的	機関数	備考
1	試験・研究用	11	
2	実験・実習用	22	
3	検査・鑑定用	5	
4	農業用	2	
5	その他	2	除草用等
合計		42	

(2) 購入実績について

令和3年度から監査日現在までに購入実績のあった部局等別機関数は次のとおりであった。なお、購入手続については、全ての機関で適正に執行されていた。

No.	部局等名	機関数
1	県民生活部（※）	2
2	福祉保健部	2
3	環境・エネルギー部	1
4	産業労働部	2
5	農政部	10
6	県土整備部	1
7	教育委員会	23
8	警察本部	1
合計		42

※購入事務のみを行い、保有はしていない。

購入実績がある42機関について、購入量の多い順に3つの毒物劇物の購入金額を集計した結果は次のとおりであった。

合計購入金額（円）	合計購入回数	主な購入毒物劇物
6,234,706	303	硫酸 硝酸 塩酸 水酸化ナトリウム メタノール モスピラン 過酸化水素水 ホルマリン クロロホルム アンモニア

(3) 納品確認方法について

令和3年度から監査日現在までに購入実績のあった機関について、納品確認方法を確認したところ、結果は次のとおりであった。なお、納品確認については、全ての機関で適正に行われていた。

No.	納品確認方法	機関数	備考
1	総務担当で確認	4	
2	事業担当で確認	8	
3	総務担当・事業担当双方で確認	29	
4	その他	1	事務室で受け取り後、実習助手が確認
合計		42	

3 盗難・紛失防止について（監査日現在）（定例監査重点事項）

毒劇法第11条第1項において、毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされている。また、厚生労働省通知「毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（平成30年7月24日薬生薬審発0724号第1号）」において、毒物劇物の保管場所をその他の物から明確に区分された毒物劇物専用とすること、鍵をかける設備等のある堅固な施設に保管すること及び鍵の管理を十分に行うことが求められている。また、同通知において、毒物劇物管理簿（受払簿）を作成すること、毒物劇物を定期的に在庫管理することが求められている。

(1) 保管場所（部屋等）の状況について

保管場所（部屋等）及び鍵の有無等の状況を確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	保管場所数	主な保管場所
76	167	分析室 研究室 薬品庫 など

保管場所数	鍵の有無		鍵の管理者の有無		鍵の管理簿の有無	
	有	無	有	無	有	無
167	167	0	167	0	92	75

(2) 保管庫（ロッカー等）の状況について

保管庫（ロッカー等）及び鍵の有無等の状況を確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	保管庫数	主な保管庫
76	288	薬品保管庫 冷蔵庫 金庫 農薬庫

保管庫数	鍵の有無		鍵の管理者の有無		鍵の管理簿の有無		専用・共用の別	
	有	無	有	無	有	無	専用	共用
288	260	28	260	28	170	118	201	87

以上の（１）、（２）により、保管場所及び保管庫の鍵の管理状況、毒物劇物を他のものと明確に区分して管理されているか等について確認した。

また、こうした管理状況と併せ、毒物劇物の紛失がないかも確認した。

その結果、不適切な管理が次のとおり認められた。

[内容及び機関数]

- 鍵のない保管庫に保管されており、鍵の管理者が定められておらず、管理簿も作成されていなかった。 2 機関
- 鍵のない保管庫に保管されているものがあつた。 2 機関
- 毒物・劇物保管庫について、その他の物から明確に区分された毒物・劇物専用とされていないものがあつた。 1 機関
- 保管庫の鍵の管理簿が作成されていなかった。 2 7 機関
- 劇物について、所在不明となっているものがあつた。 1 機関

※ 1つの機関で複数の不適切事例があつた場合、不適切事例ごとに1機関とカウントしているため、定例監査結果における重点事項の指導等の件数とは相違している。（以下、同様。）

(3) 毒物劇物管理簿（受払簿）について

各機関の毒物劇物管理簿（受払簿）の作成状況を確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	毒物劇物管理簿（受払簿）		
	有	一部有	無
76	71	1	4

毒物劇物管理簿（受払簿）の状況を確認したところ、次のとおり不適切なものが認められた。

[内容及び機関数]

- 毒物劇物管理簿（受払簿）が作成されていなかった。 5 機関

(4) 毒物劇物の定期的な管理について

各機関で保有している毒物劇物ごとの在庫量の確認頻度を調査したところ、次のとおりであった。

保有品目数	確認頻度										
	毎日	週1回	月1回	年6回	年4回	年3回	年2回	年1回	その都度	していない	その他
2,331	0	48	63	2	15	147	257	485	1,256	2	56

4 漏えい、流出等の防止について（監査日現在）

(1) 保管庫の材質について（定例監査重点事項）

毒劇法第11条第2項において、毒物劇物の飛散、漏れ及び流出などの防止のため、必要な措置を講じることとされており、厚生労働省通知「毒物又は劇物の盗難・紛失防止対策及び流出・漏洩等の事故防止対策の徹底について（平成15年4月4日医薬化発第0404001号）（以下「毒物劇物盗難紛失及び流出漏洩防止対策通知」という）において、貯蔵設備は毒物劇物の性質を踏まえた材質及び構造とすることが求められている。各機関において保有する毒物劇物の保管庫の材質を確認したところ、次のとおりであった。

保管庫数	材質						主なその他の材質
	スチール	鉄	ステンレス	木製	プラスチック	その他	
288	151	26	41	16	10	44	鉄筋コンクリート その他の金属 樹脂 スチール+ガラス

保管庫の材質について容易に破損しないか確認した結果、次のとおり不適切なものが認められた。

[内容及び機関数]

- ガラス面のある保管庫に保管されているものがあつた。 8 機関

(2) 地震等による事故防止措置について（行政監査）

毒劇法第11条第2項において、毒物劇物の飛散、漏れ及び流出などの防止のため、必要な措置を講じることとされている。各機関において保有する保管庫について、転倒防止及び保管庫内の間仕切りの設置状況を確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	転倒防止			間仕切り		
	有	一部有	無	有	一部有	無
76	47	17	12	51	18	7

(3) 保管容器について（定例監査重点事項）

毒劇法第11条第4項において、毒物劇物の容器として、ペットボトルなど飲食物の容器として通常使用されるものを使用してはならないとされている。各機関において保有する毒物劇物の容器を確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	飲食物の容器の使用	
	有	無
76	0	76

全ての機関において、飲食物に用いる容器は使用されていなかった。

(4) 保管庫の保守点検について（定例監査重点事項）

毒物劇物盗難紛失及び流出漏洩防止対策通知において、貯蔵設備等を定期的に保守管理することが求められている。各機関において、保管庫の保守点検状況を確認したところ、次のとおりであった。

保管庫数	保守点検	
	有	無
288	288	0

全ての機関において、目視等により保管庫のヒビや劣化等の確認が行われていた。

5 容器及び被包、貯蔵設備の表示について（監査日現在）（定例監査重点事項）

毒劇法第12条第1項において、容器及び被包に、毒物には「医薬用外」の文字及び「毒物」（赤地に白文字）を、劇物には「医薬用外」の文字及び「劇物」（白地に赤文字）を表示しなければならないとされており、購入して別の容器に小分けし、入れ替えて貯蔵する場合にも、同様の表示をしなければならないとされている。

また、同条第3項において、貯蔵設備には、「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」と表示しなければならないとされている。

各機関における表示状況を確認したところ、次のとおりであった。

(1) 容器の小分けについて

保有機関数	小分け保管	
	有	無
76	15	61

15機関で実験等に用いるため、同一の毒物劇物を小分けして複数の容器に保管していた。

(2) 容器等への毒物劇物等の表示について

保有機関数	表示の有無		
	全て表示	一部表示	未表示
76	76	0	0

全ての機関において、小分けした容器も含め、保管容器への表示がされていた。

(3) 保管庫への毒物劇物等の表示について

保有機関数	表示の有無		
	全て表示	一部表示	未表示
76	73	1	2

一部の機関において保管庫等への表示がされておらず、不適切な管理が認められた。

[内容及び機関数]

- 毒劇法第12条第3項において、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならないと定められているが、表示されていなかった。

3機関

6 毒物劇物の廃棄について（令和3年度～監査日現在）（定例監査重点事項）

毒劇法第15条の2において、毒劇法施行令で定める技術上の基準に従って廃棄しなければならないとされている。

各機関における廃棄方法を確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	廃棄方法			委託廃棄金額 (円)
	自己廃棄	委託廃棄	自己廃棄+委託廃棄	
76	9	23	5	4,994,095

令和3年度から監査日現在までに廃棄実績があった機関は37機関であった。

希釈するなどの自己廃棄、専門業者への委託廃棄のいずれの方法も、適切に行われていた。

なお、各機関における委託廃棄の量が多い順に、3つの毒物劇物に係る委託料を集計した結果、約500万円の経費が支出されていた。

7 盗難・紛失、漏えい・流出時の措置について（監査日現在）（行政監査）

(1) 事故の際の届出について

毒劇法第17条第1項において、毒物劇物が飛散、流出等をした場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、応急の措置を講じなければならないとされている。また、同条第2項において、盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに警察署に届け出ることが定められている。こうした措置の必要があることを知っているか確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	届け出ること	
	知っている	知らなかった
76	76	0

(2) 盗難、流出等があった場合の通報体制・緊急連絡網の整備について

盗難、流出等があった場合に、関係各機関へ届け出なければならないことは全ての機関で把握されていたが、事故等が発生した場合に、同機関への連絡が迅速に行われるよう、通報体制及び連絡体制を整備し、日頃から職員に周知しておく必要がある。通報体制及び連絡体制の状況を確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	通報体制（役割の明確化）		連絡網		連絡網の掲示	
	有	無	有	無	有	無
76	72	4	69	7	52	24

8 保管・管理体制について（監査日現在）（行政監査）

厚生労働省通知「毒物劇物監視指導指針の制定について（平成11年8月27日医薬発第1036号）（以下「毒物劇物監視指導指針」という）」において、危害防止規定・盗難防止規定等を作成すること、また、同省通知「毒物劇物危害防止規定について（昭和50年11月6日薬安第80号・薬監第134号）（以下「毒物劇物危害防止規定通知」という）」において、危害防止規定には毒物劇物の管理・責任体制を明確にすることが求められている。このため、各機関における取扱いの責任者の設置について確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	取扱いの責任者		引継	
	有	無	有	無
76	76	0	73	3

9 危害防止対策について（行政監査）

(1) 危害防止規定・盗難防止規定等について（監査日現在）

毒劇法第11条第1項において、毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされ、毒物劇物監視指導指針において、危害防止規定・盗難防止規定等を作成することが求められている。このため、毒物劇物を保有する機関における独自規定の作成状況を確認したところ、次のとおりであった。

なお、農政部、教育委員会及び警察本部においては、各部局等による規定等が作成されていた。

保有機関数	危害防止又は盗難防止規定等	
	有	無
76	14	62
		各部局等による規定等 有：55 無：7

(2) 研修及び訓練の実施について（令和3年度～監査日現在）

毒物劇物危害防止規定通知において、危害防止規定に教育及び訓練に関する事項を基本的事項として記載することとされており、研修や訓練の実施が求められているが、研修等の実施状況を確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	研修		訓練	
	有	無	有	無
76	62	14	10	66

なお、研修を実施していると回答のあった機関における研修内容は、各部局等が実施する研修に参加した機関がほとんどであったが、一部の機関では、保管管理責任者等の有資格者が講師となり、管理方法等について独自の研修を実施している機関もあった。また、訓練については、毒物劇物が流出した際の応急措置や初動対応について訓練を実施している機関や、防災訓練の際に毒物劇物の流出も想定した避難訓練を実施している機関などがあった。

(3) 中和剤・保護具の整備について（監査日現在）

毒劇法第17条第1項において、毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならないとされている。被害を拡大させないための対策として、中和剤や保護具（保護手袋や保護長ぐつ、保護衣など）の整備状況を確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	中和剤又は保護具	
	有	無
76	43	33

(4) SDS（セイフティ・データ・シート）の整備について（監査日現在）

毒劇法施行令第40条の9において、毒物劇物営業者が毒物劇物を販売する際には、譲受人に対し、SDS等により当該毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならないとされているが、提供されたSDSの保管状況について確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	SDS		
	有	一部有	無
76	29	12	35

10 毒物劇物の運搬について（令和3年度～監査日現在）（行政監査）

毒劇法第11条第3項において、施設外へ毒物劇物の運搬をする場合には、飛散、漏れ及び流出などを防ぐため、必要な措置を講じることが定められている。施設外への運搬の状況について確認したところ、次のとおりであった。

保有機関数	運搬	
	有	無
76	14	62

また、「有」と回答した機関における運搬の目的を確認したところ、次のとおりであった。なお、運搬状況を確認したところ、密封された状態や専用容器に入れて運搬するなど、飛散や漏れ等が懸念されるような状況は確認されなかった。

運搬目的	機関数
現場での使用	7
他機関への送付	4
処分業者への持ち込み	3

11 毒物劇物に係る事故について（令和3年度～監査日現在）（行政監査）

毒物劇物に係る事故の発生状況を確認したところ次のとおりであった。

確認された1件の事故は、劇物に指定されている農薬が所在不明となっているものであった。

保有機関数	事故	
	有	無
76	1	75

12 毒物劇物以外に管理に配慮を要するものについて（令和3年度～監査日現在）

（定例監査重点事項・行政監査）

毒物劇物以外で法令等により管理について規定されているものを保有している機関が、次のとおり確認された。

全機関数	保有機関		主な物質・適用法令
	有	無	
271	38	233	PCB：ポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する法律 エタノール、アセトン：消防法

第3 監査の実施結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項に基づき、監査の結果に関する報告に添えて提出する意見は、次のとおりである。

1 容器及び被包、貯蔵設備の表示について（定例監査重点事項）

容器、被包、貯蔵設備への表示については、ほとんどの機関で実施されていたが、一部の機関で表示されていなかった。

容器、被包、貯蔵設備への表示は毒劇法第12条第1項及び第3項により業務上取扱者の義務と規定されている。

毒物劇物を購入して別の容器に小分けして貯蔵する場合も含め、毒劇法により規定されたとおりの表示を徹底されたい。

2 毒物劇物の廃棄について（定例監査重点事項）

毒物劇物の廃棄については、自己廃棄又は委託廃棄の双方において、適切に実施されていた。

引き続き適切な廃棄を徹底されたい。

3 保管管理体制について（行政監査）

毒物劇物を保有する全ての機関で毒物劇物に係る取扱いの責任者が定められていたが、人事異動時の引継が行われていない機関が3機関あった。機関ごとに保有する毒物劇物の種類が異なること、保管管理の方法に違いがあることも考えられることから、適切な保管管理を行うには異動時の引継が重要である。毒物劇物を保有する機関においては、取扱いの責任者に対し、異動時の引継が必ず行われるよう、所属長による指導徹底を図られたい。

4 危害防止対策・盗難防止規定の整備について（行政監査）

毒劇法第11条第1項において、毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされており、毒物劇物監視指導指針における監視指導項目として、盗難防止規定及び危害防止規定の作成が挙げられている。また、毒物劇物危害防止規定通知において、危害防止規定は、毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした、事業者の自主的な規範であることとされている。

今回の監査において、危害防止規定・盗難防止規定等を作成していない機関が62機関あった。このうち、各部局等による規定等も作成されていない7機関は、毒物劇物危害防止規定通知において、「毒物劇物の管理・責任体制を明確に」とあることから、速やかに規定の作成を行われたい。なお、規定が作成されていた機関及び各部局等による規定等が作成されていた機関においても、取り扱う毒物劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様を勘案し、必要に応じて機関ごとに規定の見直し等を図り、より適切な対応に努められたい。

5 盗難・紛失、漏えい・流出時の措置について（定例監査重点事項・行政監査）

(1) 盗難・紛失防止について（定例監査重点事項）

毒物劇物を保有している多くの機関は、毒物劇物の保管場所をその他の物から明確に区分された毒物劇物専用としており、鍵をかける設備等のある堅固な施設に保管していた。

保管庫については、容易に破損する可能性が高いガラス面のある保管庫に保管している機関が見られた。保管庫の鍵の管理については、管理者を定め、一定の盗難・紛失防止対策は実施されていたが、管理簿が作成されていない機関が多数あった。毒物劇物の保管については、ガラス面のある保管庫には飛散防止フィルムを貼付するなど、適切に保管するとともに、保管庫をいつ、誰が使用したか常時把握できるように保管庫の鍵の管理簿の作成を徹底されたい。

また、毒物劇物の使用については、毒物劇物管理簿（受払簿）が作成されていない機関が見られるとともに、毒物劇物の定期的な在庫管理の頻度については機関によってばらつきが生じていたことから、毒物劇物管理簿（受払簿）を必ず作成するとともに、毒物劇物の特性、使用頻度等に応じて、定期的に在庫管理を実施されたい。

(2) 漏えい、流出等の防止について（定例監査重点事項）

目視等により保管庫にひびや腐食等がないか確認するなど、保管庫の保守管理は全ての機関で実施されていた。

また、毒物劇物を保管する容器として不適切とされるペットボトルなど、飲食物の容器として通常使用される物を利用している機関はなかった。

引き続き良好な状態を維持できるように保守管理を行うとともに、適切な容器での保管を徹底されたい。

(3) 盗難・紛失、漏えい・流出、災害発生時への備えについて（行政監査）

毒劇法第11条第2項において、毒物劇物が施設外へ飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならないとされており、毒物劇物危害防止規定通知において、教育及び訓練に関する事項が規定に記載する基本的事項とされている。このため、毒物劇物を保有する機関においては、毒物劇物の適正な取扱いや保管管理に係る職員研修や訓練を実施することが求められている。今回の監査において、毒物劇物を保有する機関のうち、研修を実施していたのは62機関であった。しかしながら、このうちほとんどの機関は各部局等が実施する研修会に出席したとの回答であり、所属独自の研修を行っていた機関は僅かであった。また、訓練を実施していたのは10機関であった。各職員が有事の際に的確に行動することが出来るよう、保管管理責任者が主体となり、管理体制や事故への対策などをあらかじめ職員に周知徹底するとともに、各機関の実情に応じた研修及び訓練の実施に努められたい。

各機関において、保有する全ての保管庫に対して転倒防止対策を行っていたのは47機関、また、保管庫内に間仕切りの設置を行っていたのは51機関であった。保管庫が低く、転倒の恐れが低いとして対策を行っていなかった機関もあったが、今後、南海

トラフ地震の発生の可能性が高いとされていることから、毒物劇物による二次被害を防止するために、可能な限り保管庫における転倒防止対策及び間仕切りの設置に努められたい。

また、毒物劇物について取扱いや保管方法等が記載されたSDS（セイフティ・データ・シート）を備え付けていない機関が35機関あった。SDSはインターネット上で検索可能なため、紙での備え付けを行っていないとする機関もあったが、電子媒体による保管と併せ、有事の際に即時に確認が出来るよう紙媒体でも保管するなど、事前の備えに努められたい。

毒劇法第17条第1項において、毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出なければならないとされ、また同条第2項において、毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならないとされている。今回の監査において、届出を行わなければならないことは全ての機関において把握していたが、緊急連絡網を作成していない機関が7機関、また届出の際の役割を明確化していない機関が4機関あった。有事の際に、必要な組織対応が素早く行えるよう、あらかじめ役割の明確化に努められたい。

6 その他（定例監査重点事項・行政監査）

今回の監査において、多くの機関で5年以上の長期間にわたり使用していない毒物劇物を保有していることが確認された。その理由としては、「今後使用する可能性がある」がもっとも多く、他に多い理由としては「廃棄に多額の経費を要する」であった。また、「使用する業務がない」との回答も見られた。

毒物劇物を未利用のまま長期間にわたり保有、管理し続けることは、盗難や流出などのリスクを高めることとなる。このため、こうした毒物劇物については、今後の使用見込みを十分に精査するとともに、不要な毒物劇物は部局ごとに処分を行うなど、限られた予算を有効に活用し、効率的に廃棄処分等が行えるよう検討されたい。

更に、今回の監査において毒劇法以外の法令等により保管に注意を要する物質の有無を確認したところ、38機関において「有」との回答があり、多くの機関でポリ塩化ビフェニル廃棄物に関する法律によるPCBや消防法で危険物と定められる物質を保管していることが判明した。毒物劇物以外の物質についても、各法令に基づき適切な管理に努められたい。

7 総括的な意見

今回の監査において、試験研究機関や県立学校などを中心に、多くの機関で試験・研究用、実験・実習用など様々な目的のために多種多様な毒物劇物が購入、保有、使用され、それぞれの業務に活用されていた。

こうした毒物劇物について、概ね適正な管理が行われていたが、一部の機関においては、毒劇法に定められた保管庫への表示が行われていないなど、不適切な事例が見受けら

れた。また、劇物が紛失する事故も発生していた。

毒物劇物は万が一、盗難・紛失や漏えい、流出等の事故が発生した場合、人体や周辺環境に甚大な被害が生ずる可能性があることを毒物劇物を扱う機関の職員一人一人が十分に認識する中で、法令などを遵守し適切な管理に取り組みたい。

また、今回の監査において、一部の機関から、毒物劇物の適切な管理方法等についてこれまで指導を受けたことがない旨の発言があった。毒劇法を所管する部局又は毒物劇物を多く保有する機関が属する部局等においては、今回の監査結果を踏まえ、毒物劇物が適切に管理されるよう定期的に指導等を行われたい。